

# 令和6年度島根県学力調査実施業務 プロポーザル公募要領

島根県教育庁教育指導課

## 1 趣旨

令和6年度島根県学力調査の実施業務については、当該事業の趣旨・目的を理解し、円滑かつ効果的な内容等により実施する必要がある。

については、当該業務の委託を行うにあたって、企画提案型のプロポーザル方式により、業務に対する意欲、資質、技術能力及び創造力等が優れた者を募集する。

## 2 業務名

令和6年度島根県学力調査実施業務

## 3 令和6年度島根県学力調査の概要

### (1) 目的

学習指導要領における各教科の目標や内容に照らした学習の状況及び学習や生活に関する意識や実態を客観的に把握するとともに、全国学力・学習状況調査等で明らかになった学習指導上の課題の改善状況を検証し、今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善に資する。

(2) 実施日時 令和6年12月3日(火)、4日(水)

(3) 結果返却 令和7年2月10日(月)まで

### (4) 実施学年及び教科等

学年	国語	算数・数学	英語	意識調査
小5	○	○		○
小6	○	○		○
中1	○	○	○	○
中2	○	○	○	○

## 4 業務内容等

### (1) 業務期間

契約日から令和7年3月31日(月)まで(予定)

### (2) 業務内容(※詳細は別紙「仕様書」を参照のこと)

- ①事業計画の策定
- ②実施マニュアルの作成・配送
- ③教科に関する調査の作成
- ④意識調査の作成
- ⑤配送・回収
- ⑥採点・集計・分析
- ⑦資料の作成・配送
- ⑧セキュリティの保持
- ⑨著作権等の処理

### (3) 予算額

23,210千円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。

## 5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 過去3カ年（令和3年～令和5年度）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 業務について十分な遂行能力を有すること。
- (11) 業務終了までの間、島根県教育庁教育指導課との協議、連絡調整が随時行えること。

## 6 提案方法

### (1) 提出書類

- ① プロポーザル審査参加表明書（様式1）
- ② 業務に係る質問書（様式2）
- ③ 提案書
- ④ 見積書
- ⑤ 応札役務仕様書（様式3）
- ⑥ プロポーザル審査の参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（様式4）

### (2) 提案書の作成

「仕様書」及び「公募要領」の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。記載内容は自由だが、次の①～⑥の内容についての提案は、必ず行う。

- ① 業務に係る事業計画や全体のスケジュールについて
- ② 学力調査問題の作成体制と問題等のサンプルについて

小学校第6学年の国語・算数、中学校第2学年の国語・数学・英語について、「主として『活用』に関する問題」にあたる大問のサンプルを1問ずつ作成して提出すること。大問は小問3問程度で構成し、それぞれの問題について、問題作成の意図、採点基準、模範解答を記載した資料を添付すること。

- ③ 調査問題の配送・回収・採点・集計のしくみについて
- ④ 調査結果資料や各帳票の内容・体裁について

各帳票のサンプルを提出すること。

個人帳票については、個別指導にいかすことができる工夫について提案すること。

⑤調査結果の分析を指導の改善につなげるための、効果的な分析手法や提供できる分析ツールについて

帳票とともに各学校、各市町村教育委員会、各教育事務所、県教育委員会に提供する電子データについて提案すること。

⑥事業全体を通じたセキュリティについて

(留意点)

※上記の各内容の提案について、提供資料等のサンプルを補足資料として提出することは可能。また、サンプルの様式は自由。その他、本事業の目的を達成するために有効だと思われる手法やデータがあれば提案すること。

※提案書、サンプル等の補足資料は9部(正本1部 副本8部)提出すること。

(3) 見積書の作成

各業務における費用の積算根拠が明らかになるように作成すること。

(留意点)

※見積書は9部(正本1部 副本8部)提出すること。

## 7 選定方法

(1) プロポーザル審査参加者から書類の提出及びプレゼンテーションを受け、別に定める審査会において選定を行う。

(2) 審査にあたっては、実施体制と業務遂行能力、問題作成業務、採点・集計・結果分析業務、セキュリティの確実性、事業金額の妥当性等の評価基準に基づき審査する。

### 【審査基準】

審査項目	評価基準
実施体制と業務遂行能力	業務遂行に関する体制と能力
問題作成業務	調査問題作成の能力及び創意工夫等
採点・集計業務	採点・集計業務の能力及び調査結果資料等の創意工夫等
結果分析業務	結果を改善につなげるための分析手法の創意工夫等
セキュリティの確実性	機密の保持や個人情報の取り扱いに対する措置の確実性
事業金額の妥当性	事業金額の積算根拠の妥当性

(3) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。

(4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

①提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。

②本要領に基づき提出された書類は返却しない。

## 8 募集に関するスケジュール等

(1) プロポーザル審査参加表明書等の提出

①提出期限 令和6年4月8日(月)13:00必着

②提出方法 「プロポーザル審査参加表明書(様式1)」及び以下の添付書類について、各1部郵送又は持参により提出すること。

ア 登記簿謄本又は登記事項証明書(発行後3か月以内のもの、原本)

- イ 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）
- ウ 過去の類似事業実績（様式自由）
- エ 島根県内に事務所を有する者は、県税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本）
- オ 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、原本）
- カ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本）

※持参の場合の受付時間は、9:00 から 17:00（土・日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

③参加通知 令和6年4月11日（木）予定

(2) 業務内容に関する質問と回答

①提出期限 令和6年4月8日（月）13:00 必着

②質問方法 「業務に係る質問書（様式2）」を郵送又はFAXにより提出すること。

③回答方法 提案の参加資格があると通知したのに対して、各参加者の質疑を取りまとめて全て同じものを回答する。なお、回答はプロポーザル審査参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXにより行う。

④回答期限 令和6年4月11日（木）予定

(3) 提案書等の提出

①提出期限 令和6年4月18日（木）17:00 必着

②提出方法 「提案書」及び「見積書」「応札役務仕様書（様式3）」を正本1部、副本8部、郵送又は持参により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、9:00 から 17:00（土・日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

※プロポーザル審査の参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（様式4）を1部提出すること。

(4) 提案者プレゼンテーション及び審査会

①開催日 令和6年5月9日（木）

※プレゼンテーションの時間及び場所については、プロポーザル審査参加表明書提出者に別途連絡する。

②実施方法 ・審査委員会を設置し、提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。

・提案者ごとに、提案書に基づくプレゼンテーション30分以内、質疑応答20分の時間を設定する。

(5) 選考結果（最優秀提案者）の通知

令和6年5月13日（月）までに通知

※審査委員会において最も優秀な提案を選定し、審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。

(6) 審査会の延期・中止

審査会を延期する場合は延期理由及び延期後の実施日を公告し、審査会を中止する場合は中止理由を公告し提出書類を返送する。

## 9 契約の締結等

### (1) 契約の締結

契約の相手は、審査会で選定された最優秀提案者を業務受託予定者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

### (2) 契約内容

教育指導課と業務受託予定者との間で、提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約内容を決定する。

### (3) 契約金額

業務受託予定者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

### (4) 契約保証金

契約金額の10/100以上。ただし、島根県会計規則第69条の2に該当する場合は免除する。

### (5) 前払金

なし。

## 10 提出先及び問合せ先

島根県教育庁教育指導課 担当：橋本（総括）、籠橋（仕様等）、岡村（契約等）

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6867 FAX 0852-22-6026